

● 遠矢うき不正競争事件

大坂地裁 R4.8.25 R2(ワ)4530 不正競争行為差止等請求事件(武宮英子裁判長)

原告代表者は、従来の川釣り用の棒うきを海釣り用に改良し、水中での安定性を高めるためにボディ下部に重りを装着した棒うきを自作し、販売した。

さらに原告代表者は、従来の棒うきが魚信部材(トップ)とボディが固定されていた点について、トップが折れるのを防止するためにボディとトップを、上部体を折曲可能にゴム管で接続する改良を加えたものを意匠出願し、これが昭和 57 年 7 月 30 日、意匠第 587174 号として登録された。右図は同意匠公報から一部をスキャンしたものである。なお縮尺は正確なものではない。(最高裁掲載の判決に原告被告の商品目録が掲載されていないので、参考として意匠公報から転用した。)

その後も原告代表者は改良を重ね、意匠登録や実用新案登録を受けた。

原告は、昭和 55 年頃には、これら改良品を自己の名を冠して「遠矢うき」と称して一般に販売するようになった。

原告代表者は、「遠矢うき」が好評を博したことから、バリエーション品を多数製造販売するようになり、昭和 63 年には原告会社を設立して、「遠矢うき」の販売を行うようになった。

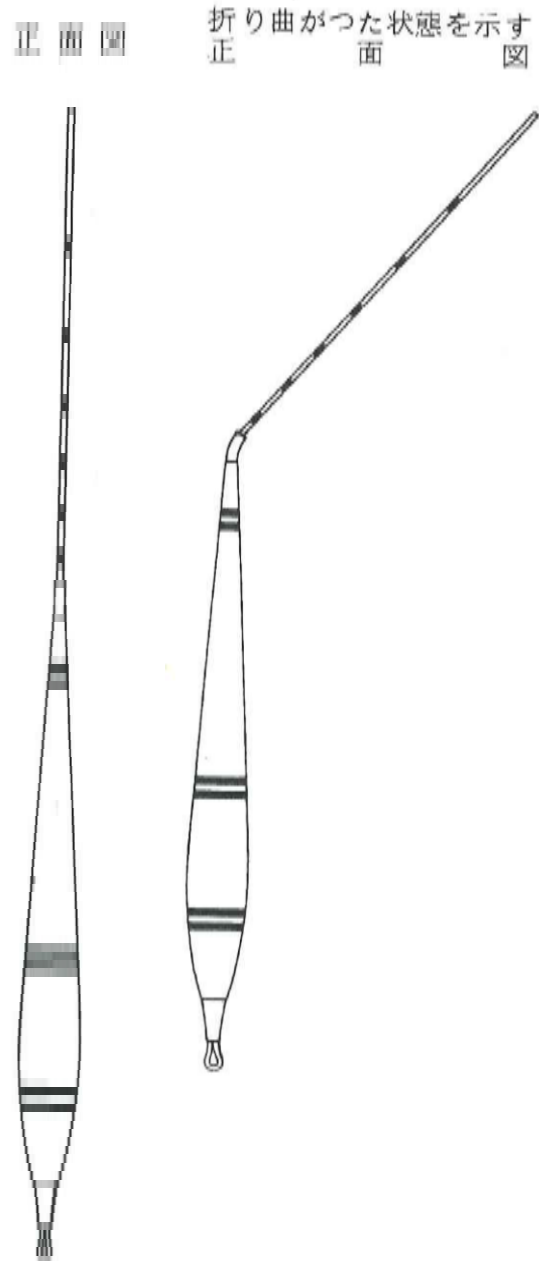
昭和 57 年の原告意匠登録は平成 9 年 7 月 30 日に存続期間満了により消滅し、当該形態についての独占は認められなくなった。

他方、本裁判で保護を求める原告商品は 14 点あり、平成 16 年 3 月から原告商品 1~3 を販売開始し、平成 22 年 10 月から原告商品 14 を、平成 28 年 7 月から原告商品 13 を順次販売した。

被告商品は、海釣り用の棒うきであり、平成 25 年 6 月から「Sai」と称して、5 種の商品が販売された。

而して、原告の請求は棄却されたが、その最大の理由は、被告商品の販売開始時において、原告商品形態と同一又は類似する特徴を備えた商品が複数存在し、これらの形態がありふれたものとなっていたため、不競法の保護を受けるために必要な特別顕著性が認められなかった点にある。

この点に関し判決は、釣り用のうきに特徴的な認定を行なっているので、少々長くなるが、以下に要約する。釣り用のうきは、もっぱら釣果を得るための実用品であり、その性能を発揮するために形態が工夫されているのであって、基本的には需要者が形状や色彩等のデザインを鑑賞するためのものではない。また使用時はボ



ディの大半が水中に隠れていて、実際の性能は外観のみでは判断し難い。したがって需要者は、自己の経験や評判、価格を参考に商品を選択購入するのであって、少なくともボディの色や形状を観察して違いを見極めるような商品ではないから、ボディの形態をもって特別顕著性があるというためには、他のうきとはかけ離れた特異な形態を備えていることが必要である。

この点、原告商品 1～3 の発売以前から、ボディ下部に膨らみがあり、ボディ上部に黄白色の樹脂塗装がされ、ボディ上部に上方向に黒色のゴム管が突き出ているという特徴の 1 つ又は 2 つを備えた棒うきが各メーカーから複数販売されていたとの事実が認められたことから、原告商品の特別顕著性は否定された。

また判決は、原告商品の周知性も認められないとして、原告の請求を棄却した。

釣りの時だけに使用される「うき」という商品の特色を鮮やかに認定した今回の判決は、同様の特殊性をもつ他の商品の案件においても、非常に参考になるであろう。